## 宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業に係る広告内容審査基準

## 1 目的

この審査基準は、宮城県広告掲載等基準(平成19年10月1日適用)「5 個別の基準」に基づき、 宮城県行政庁舎エレベーター外扉広告事業に適用する個別基準を定めるものである。

## 2 審査基準等の効力等

県は、行政庁舎エレベーター外扉広告事業の実施にあたっては、宮城県広告掲載等基準によるものの ほか、下記を参考に多角的な観点から審査するものとし、審査基準に適合させるため、広告主等に広告 内容等の修正を指示し、又は広告掲出を行わないことができる。

なお、広告内容等審査基準により不適合となり、広告掲出を行わない場合であっても、広告掲出のために要した費用負担の一切は広告主等の負担とし、これにより広告主等に損害が生じた場合においても、 県はこの責任の一切を負わないものとする。

## 3 審査基準等

下記の①~③に該当する広告の場合には、広告内容の修正を指示し、又は広告掲出を行わないことができる。

- ① 宮城県広告掲載等基準に抵触する広告
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規 定する風俗営業に係る広告
  - ・ 消費者金融、高利貸しに係る広告
  - ギャンブルに係る広告
  - ・ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続き又は更正手続き中の事業者による広告
  - 県の指名停止措置を受けている事業者による広告
  - ・ 法令等に基づき事業停止等重大な不利益処分を受けている事業者の広告
  - ・ 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者による広告
  - ・ 法令等に違反し、又は違反するおそれのある広告
  - 公序良俗に反し、又は反するおそれがある広告
  - ・ 人権侵害、差別又は名誉毀損となり、又はなるおそれがある広告
  - ・ 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのある広告
  - ・ 政治性又は宗教性のある広告
  - ・ 不当な比較広告又は誹謗・中傷等を含む広告
  - 消費者トラブル未然防止の観点から掲載が不適当と思われる広告
  - ・ 著しく射幸心を煽る広告
  - 意見広告
  - ・ あたかも県が推奨しているかのような誤解を与える広告
- ② 県において掲出することが不適当な広告
  - ・ 他県内の観光施策を積極的に宣伝しようとする広告
  - 他県内のふるさと納税を積極的に推奨する広告
  - 県職員をメインターゲットとして転職を勧奨する広告
  - ・ 広告内容に関係する各種の法令、業界の自主規制による広告表示基準等に反する又は反するお それがある広告
  - ・ その他、県の施策や利益と明らかに相反する広告

- ③ 県庁1階の雰囲気を損なうおそれがあると県が判断する広告
  - ・ 色彩が著しく華美な広告又は著しく暗い広告
    - Ex)極端に鮮やかな色や蛍光色による広告、黒一色の広告、など
  - ・ 広告であることを明示しない又は明示していても一見して広告の趣旨が不明確な広告
  - ・ 広告のデザイン等が来庁者に不快感を与えるおそれがある広告 Ex) 広告の全面が人物の顔になっているもの、など
  - ・その他県において県庁1階の雰囲気を損なうおそれがあると判断した広告